

福岡県公報

令和3年7月20日
第 218 号

目次

告示 (第698号 - 第699号)

| | | |
|-------------------------------|-----------|---|
| ○道路の占用の制限 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 1 |
| 公 告 | | |
| ○競争入札参加者の資格等 | (総務事務厚生課) | 2 |
| ○一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | 3 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農村森林整備課) | 6 |
| ○都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課) | 6 |
| ○県営土地改良事業計画の変更決定 | (農村森林整備課) | 7 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |

公安委員会

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| ○意見募集の結果の公示 | (警察本部生活保安課) | 9 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (警察本部生活保安課) | 9 |

告 示

福岡県告示第698号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|----------|-------|-----|------------------------------------|
| 直方 | 県道 | 福岡線 | 宮若市龍徳188番3先から 直方市大字上新入3489番1先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年8月3日

福岡県告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|-------------|--------------------------------------|
| 八女 | 浮羽 石川内 線 | 八女市星野村17150番1先から 八女市星野村17093番1先まで |

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウ

ンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年8月4日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和4年1月1日から令和10年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年8月31日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年7月20日（火曜日）から令和3年8月30日（月曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年8月31日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和3年9月1日（水曜日）午後2時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積

金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A leasing contract for communication devices that are going to be used in a police Communications System

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on August 31, 2021

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2244)

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|--------------------------------|----------------------------|-------|
| 県営古賀の原地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し | 令和3年7月20日から 令和3年8月20日まで | 宮若市役所 |

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 篠栗町に係るもの

ア 日時

令和3年8月17日（火曜日） 午後6時00分から午後8時00分まで

イ 場所

クリエイト篠栗大ホール（篠栗町中央一丁目9番1号）

(2) 粕屋町に係るもの

ア 日時

令和3年8月18日（水曜日） 午後6時00分から午後8時00分まで

イ 場所

粕屋町役場健康センター1階多目的室（粕屋町駕与丁一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和3年7月21日（水曜日）から8月3日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課、篠栗町都市整備課及び粕屋町都市政策部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年8月3日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-------------------------------------|----------------------------|--------|
| 県営三池干拓北部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和3年7月20日から 令和3年8月20日まで | みやま市役所 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス椎田店

(2) 所在地 築上郡築上町大字東八田611-2 外5筆

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | | 変更後 | |
|------------|---------|---------|--------|---------|
| | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10:00 | 午後10:00 | 午前9:00 | 午後10:00 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|----------------|----------------|
| 午前9:30～午後10:30 | 午前8:30～午後10:30 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字九郎丸2646番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳2670番地

船越 明典

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市上大利四丁目126番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市牛頸四丁目7番20号

社会福祉法人 大楠会

理事長 齊藤 千加子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和3年7月1日北九州市告示第274号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画準防火地域の変更（令和3年7月1日北九州市告示第275号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和3年7月1日北九州市告示第276号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和3年7月1日北九州市告示第273号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三井郡大刀洗町大字鶴木字栗崎1440番30及び1440番45
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字山隈412番地6
有限会社安曇
代表取締役 白石 直樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字垣添502番1から502番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市五条二丁目6番34号

眞鍋建設株式会社

代表取締役 眞鍋 賢市

公安委員会

福岡県公安委員会告示第151号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、古物営業法に基づく処分基準等及び質屋営業法に基づく処分基準等（案）について、令和3年5月21日から同年6月19日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和3年7月20日

福岡県公安委員会

1 処分基準等の題名

- (1) 古物営業法第6条に基づく古物営業の許可の取消しに係る処分基準
- (2) 古物営業法第24条に基づく古物営業の許可の取消しに係る処分基準
- (3) 古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準
- (4) 質屋営業法第25条第1項に基づく質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令に係る処分基準
- (5) 質屋営業法第25条第2項に基づく質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令に係る処分基準
- (6) 質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

2 処分基準等の改正の日

令和3年7月20日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり処分基準等の改正をすることとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第152号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準及び警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和3年7月20日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正されたこと等に伴い、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準及び警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の改正の日

令和3年7月20日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。